

「フルハーネス型墜落制止用器具(安全帯)特別教育」開催のご案内

公益社団法人和歌山県労働基準協会

労働安全衛生規則の改定により、一定の高所作業を行う場合には、原則として平成31年2月1日から、フルハーネス型墜落制止用器具(安全帯)を使用するとともに「特に危険性の高い業務」※を行う場合には、特別教育の実施が義務付けられました。この業務に従事する者を対象とする「特別教育」を次の通り開催いたしますのでご案内します。

※ 高さが2メートル以上の個所に於いて、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)などの業務

日 時 平成31年4月17日(水)
場 所 那智勝浦町体育文化会館 2F 大集会室

時 間 9時00分～16時30分(6時間コース [実技含む])
定 員 60名

受講料 ※受講料は講習日(土日祝除く)の3日前までに必ずご入金下さい。

会 員 7,560円 (テキスト代972円含む)

非会員 8,532円 (テキスト代972円含む)

受講料振込先

紀陽銀行 新宮支店 普通 1112748

口座名 公益社団法人 和歌山県労働基準協会 新宮支部

申込方法 受講申込書に必要事項を記入の上、当協会までお申し込み下さい。

申込み・問い合わせ

公益社団法人 和歌山県労働基準協会 新宮支部

TEL : 0735-22-2182 FAX : 0735-22-2448